

平成24年度介護保険料納入通知書 65歳以上の人に6月中旬発送

保険料
65歳以上の人の保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出される基準額を基に、所得によって決まります。(下記、早分かり図参照)

保険料の納め方
原則、特別徴収となり選択はできません。

①特別徴収
【対象】年金(老齢福祉年金・恩給は除く)受給額が年額18万円以上の人
【納付方法】年金から自動的に天引き

②普通徴収
2月(年金の定期支給時)・12月(年金の定期支給時)
【対象】次のいずれかに該当する人
■納付が困難な場合
減免や納付の猶予などができる場合がありますので、早めにご相談ください

子ども手当が児童手当になりました

4月1日から「子ども手当」は「児童手当」に変わり、6月の手当(10月振り込み予定)から所得制限が導入されます。所得額が限度額を超えない場合、支給額はこれまでと変わりません。限度額を超える場合、児童1人当たり5000円です。(2~5月分の手当へ6月8日振り込み予定は、これまでどおりです。)

所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

※扶養親族等の数が5人を超

える場合、1人増えるごとに、所得制限限度額に38万円加算

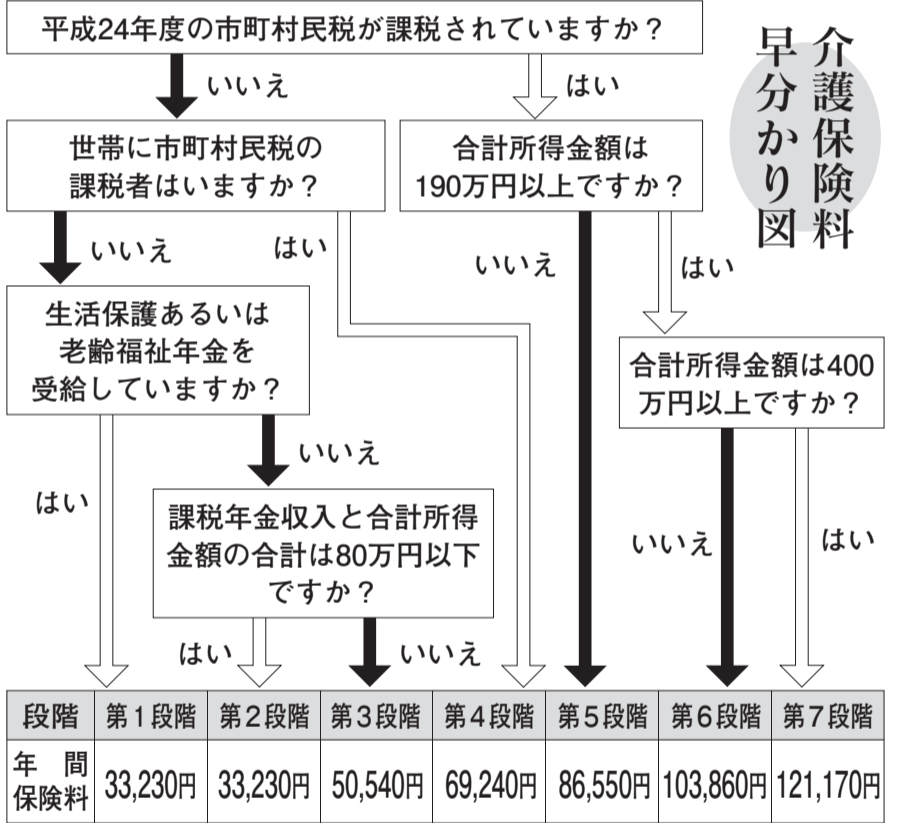
■現況届
児童手当を受給している人は、6月1日現在の状況を届ける必要があります。6月29日(金)までに、現況届(6月初旬に送付)を直接、支所、市民課(市役所本館1階)14番窓口、子育て支援課(市役所別館2階)または郵送で〒790-8571子育て支援課児童手当担当へ。現況届が提出されない場合、6月分以降の手当が受けられません。

■(旧)子ども手当
平成23年10月からの「子ども手当」の申請期限は9月28日(金)です。未申請の人は、早めに申請してください。

お問い合わせは、子育て支援課 ☎948-6354・FAX 934-1814へ

平成24年度納期限(口座振替日)表

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
7/2 (月)	7/31 (火)	8/31 (金)	10/1 (月)	10/31 (水)	11/30 (金)	12/25 (火)	平成25年 1/31 (木)	2/28 (木)	4/1 (月)



段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階
年間保険料	33,230円	33,230円	50,540円	69,240円	86,550円	103,860円	121,170円

お問い合わせは、介護保険課 ☎948-6919・FAX 934-0815へ

知っていますか? 農業支援の給付金・協力金

農業を始めて間がない農業者の所得を確保するための給付金と、農地の分散を解消し効率的な農業を実現するための農地の集積・連担化に協力する人への協力金が創設されました。

青年就農給付金(経営開始型)
【対象】次の全てを満たす人
▼平成20年4月以降に独立・自営就農▼原則45歳未満▼「人・農地プラン」に位置付けられている(見込み可)▼就農後の所得(本給付金以外)が250万円未満
【給付内容】年間最大150万円(最長5年間)

分散解消協力金
【対象】「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体の農地の連担化に協力する農地所有者など
【交付内容】10戸当たり5000円
※各制度については、詳しくは、直接または電話で農林水産課(市役所本館8階)へ。市ホームページもご覧ください

「人・農地プラン」とは??
地域における人と農地の「未来の設計図」です。今後、地域で農業の中心となる経営体(個人、法人、集落営農)や地域農業のあり方などを、地域で話し合っ決めて「地域農業マスタープラン」です。

お問い合わせは、農林水産課 ☎948-6655・FAX 934-1808へ

第18回 ジュニアアスロン 大会参加選手募集

【日時】8月19日(日)9時30分~ ※第27回トライアスロン中島大会と同日

【会場】姫ヶ浜(長師)

【内容】スイム1150m、ラン11800m

【対象】市内の小学5・6年生(保護者同伴)

【定員】100人程度

※応募多数の場合、選考委員会で審議・抽選により決定

【参加料】無料

【申し込み】6月29日(金)(消印有効)までに、直接または郵送で、申込書兼誓約書(大会事務局・市ホームページにあり)を〒791-4592中島大浦1626トリアスロン中島大会事務局へ

※参加決定者には、大会当日の参加選手と保護者(1名分の往復乗船券、バス乗車券)を大会要項・注意事項を送付します

お問い合わせは、トリアスロン中島大会事務局(中島支所内) ☎971-840・FAX 971-585へ



雨の中、力走する選手

介護保険負担限度額認定の申請

介護保険の施設サービス(ショートステイを含む)を利用する市町村民税世帯非課税の人は、申請により「介護保険負担限度額認定証」が発行され、自己負担が減額されます。

【内容】上表のとおり

【申し込み】6月29日(金)までに、直接または郵送で申請書(介護保険課へ市役所別館2階)・市ホームページ(あり)を〒790-8571介護保険課へ

※既に認定証をお持ちで、介護保険施設に入所・入院中の人には、施設を通じて申請書をお渡しします

お問い合わせは、介護保険課 ☎948-6885・FAX 934-815へ

6/29まで

居住費・食費の負担限度額(1日当たり) (例)特別養護老人ホーム

	居住費				食費
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
基準費用額	1,970円	1,640円	1,150円	320円	1,380円
対象者					
①市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者	820円	490円	320円	0円	300円
②市町村民税世帯非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	420円	320円	390円
③市町村民税世帯非課税で②に該当しない人	1,310円	1,310円	820円	320円	650円